

いのち支える鶴田町自殺対策行動計画

平成 31 年 3 月

鶴 田 町

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	自殺対策の基本方針	2
1-3	計画の位置づけ	4
1-4	計画の期間	4
1-5	計画の数値目標	4
第2章	鶴田町における自殺の実態	5
2-1	町の自殺の現状	5
2-2	自殺に関連するデータ	8
第3章	いのち支える自殺対策における取り組み	12
3-1	基本施策	12
(1)	地域におけるネットワークの強化	12
(2)	自殺対策を支える人材の育成	13
(3)	住民への啓発と周知	14
(4)	生きることの促進要因への支援	16
(5)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	18
3-2	重点施策	19
(1)	高齢者対策	19
(2)	生活困窮者対策及び無職者・失業者対策	21
3-3	生きる支援関連施策	23
第4章	自殺対策の推進体制	38
4-1	鶴田町いのち支える自殺対策推進本部	38
4-2	鶴田町健康づくり推進協議会	38
4-3	自殺対策組織の関係図	38
第5章	参考資料	39
5-1	鶴田町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	40
5-2	鶴田町健康づくり推進協議会条例	41
5-3	自殺対策基本法	43
5-4	鶴田町いのち支えるこころのネットワーク手引き	47
5-5	主な相談窓口一覧	48

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景と目的

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条において、「都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

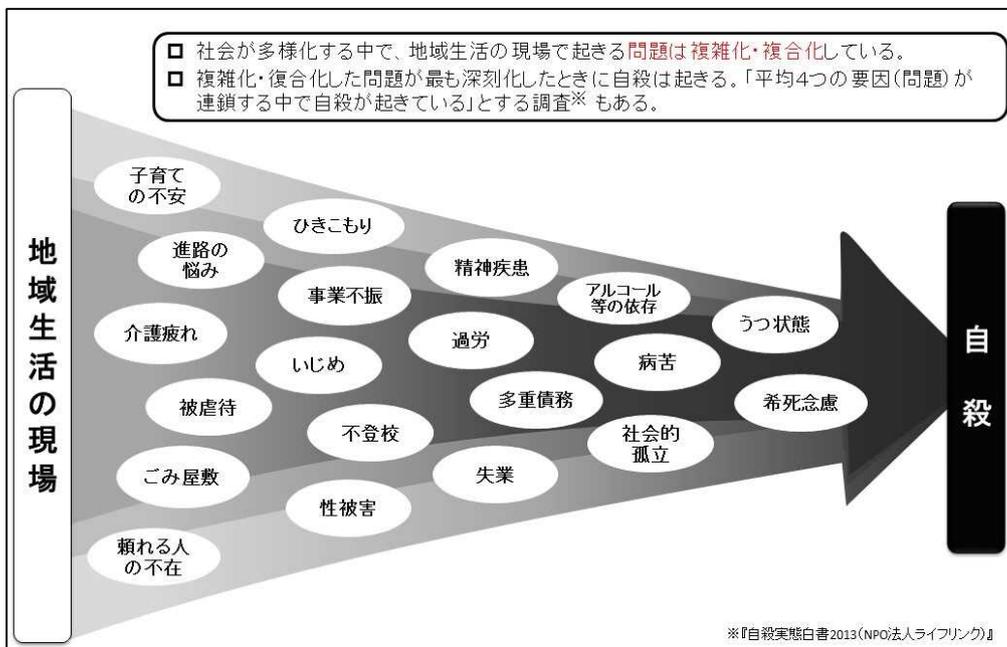
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。(図I-1)

自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策基本法第2条より、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。また、第1条では「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とされています。

全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、当町の実情に即した自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図I-1：自殺の危機要因イメージ図



厚生労働省資料より

1-2 自殺対策の基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の 5 点が掲げられています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であり、このような取り組みを実施するためには、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取り組みが展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうしたさまざまな分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度との連携を推進すること、また精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

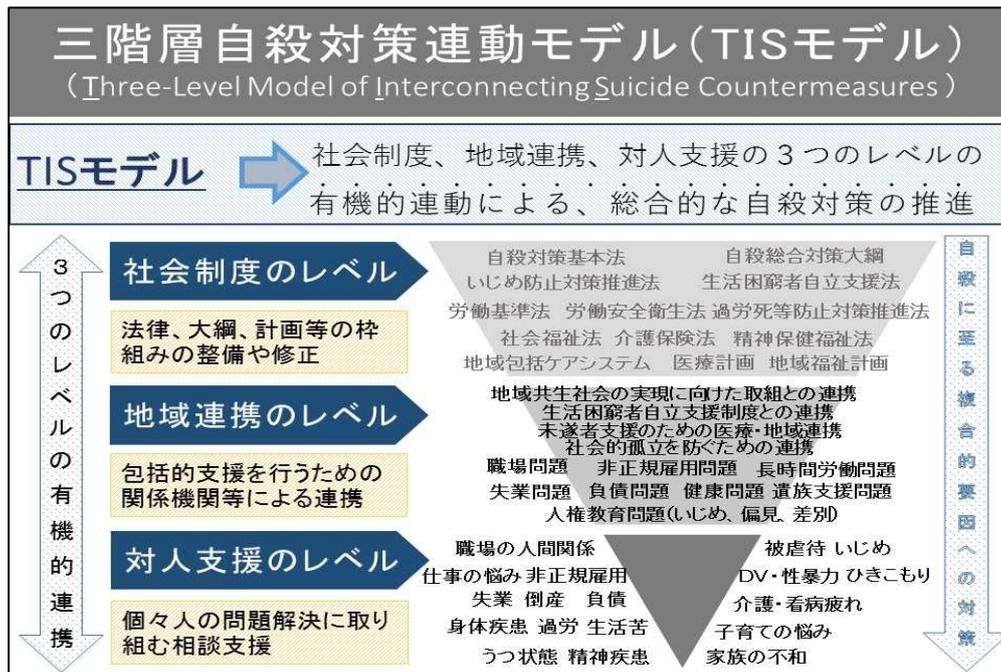
さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「さまざまな分野の対人支援を強化すること」、「対人支援の強化等に必要地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方です。（図 I-2）

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて「自殺の事前対応のさらに前段階での取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図 I - 2 : 三階層自殺対策連動モデル



自殺総合対策推進センター資料より

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることを、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発することが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「第 5 次鶴田町総合計画（後期基本計画）」及び「健康つるた 21（第 2 次）」との整合性を図っていきます。

1-4 計画の期間

自殺総合対策大綱を踏まえ、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

1-5 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、平成 38 年までに平成 27 年と比べて自殺死亡率を 30%以上減少させることとしています。

当町においては、「誰も自殺に追い込まれることのない鶴田町」の実現を目指します。

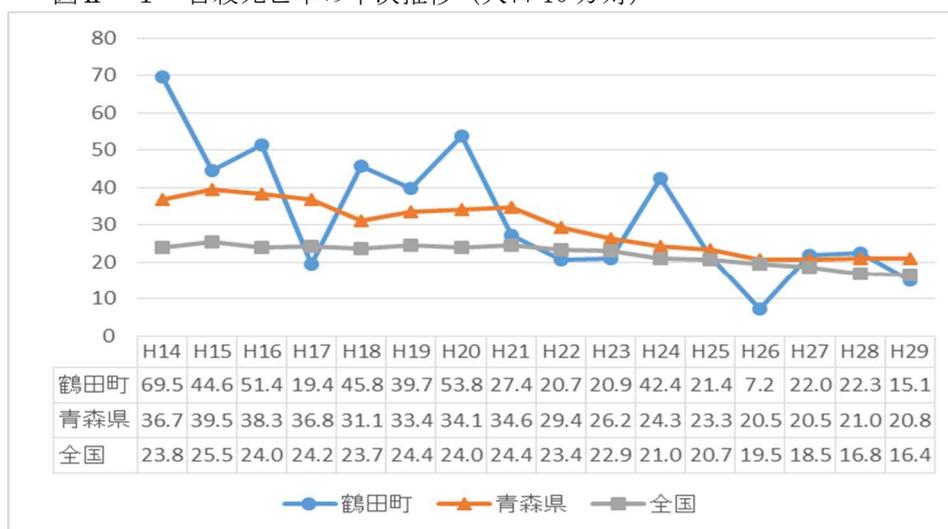
第2章 鶴田町における自殺の実態

2-1 町の自殺の現状

(1) 自殺死亡率、自殺者数の年次推移

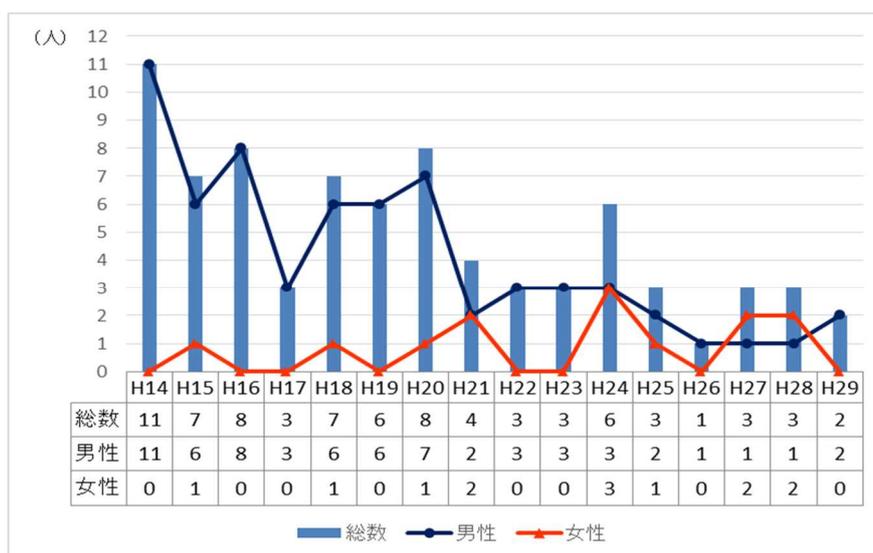
当町の自殺死亡率は、平成14年の69.5をピークに減少傾向にありますが、近年は増減を繰り返しています。近年の自殺者数は、1～3人となっています。(図Ⅱ-1、図Ⅱ-2)

図Ⅱ-1 自殺死亡率の年次推移 (人口10万対)



人口動態統計より

図Ⅱ-2 男女別自殺者数の年次推移

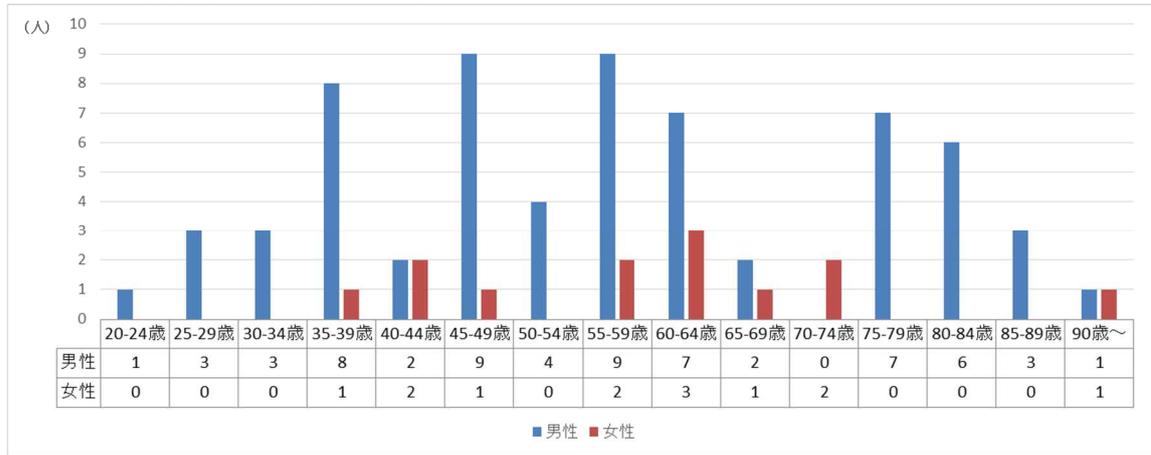


鶴田町死亡統計より

(2) 男女別・年齢別死亡状況

平成14年から平成29年の自殺者数をみると、男女別では男性が多く、年齢別では35～64歳の働き盛り世代、そして75歳以上の高齢者が多くなっています。(図Ⅱ-3)

図Ⅱ-3 男女別・年齢別死亡状況(平成14～29年)

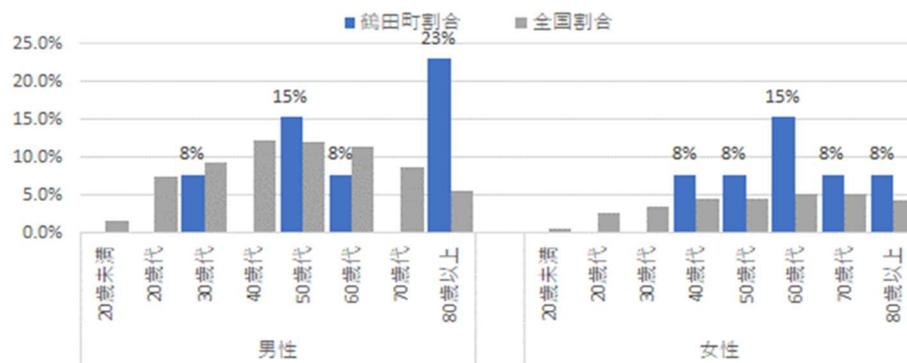


鶴田町死亡統計より

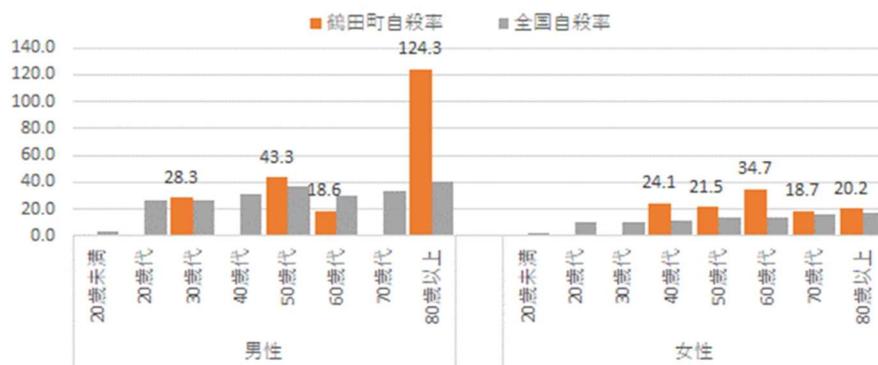
(3) 性別・年代別の自殺者割合、自殺死亡率の全国との比較

性別・年代別の自殺者割合、自殺死亡率をみると、男性では50歳代と80歳以上において、女性では40歳代以上の各年代において全国より高くなっています。(図Ⅱ-4、図Ⅱ-5)

図Ⅱ-4 性・年代別の自殺者割合



図Ⅱ-5 性・年代別の自殺死亡率(10万対)



地域自殺実態プロフィールより 自殺統計(自殺日・居住地、H25～29年平均)

(4) 当町の自殺の特徴

当町の生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分*）・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分をみると、自殺者に占める割合が最も高いのは、「男性・60歳以上・無職・同居人有り」の区分となっています。職業の有無をみると、上位5区分のうち4区分が無職となっています。（表Ⅱ-1）

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因が複合化していることが知られています。この表に示された「背景にある主な自殺の危機経路」は、生活状況別の特性に応じ、全国的に多くみられる自殺の危機経路を例示したものです。

表Ⅱ-1 地域の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率** (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路***
1位:男性60歳以上無職同居	3	23.1%	70.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性60歳以上有職同居	2	15.4%	62.0	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
3位:女性40~59歳無職同居	2	15.4%	59.2	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位:男性40~59歳無職同居	1	7.7%	127.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職独居	1	7.7%	50.7	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

地域自殺実態プロファイルより 特別集計（自殺日・住居地、H25～29年合計）

注：順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 20～39歳、40～59歳、60歳以上の3区分。

** 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

*** 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

(5) 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率

生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分）・職業の有無・同居人の有無）の自殺者割合・自殺死亡率をみると、「男性・60歳以上・無職・同居人有り」、「女性・40～59歳・無職・同居人有り」、「女性・60歳以上・有職・同居人有り」が全国より高くなっています。（図Ⅱ-6）

図Ⅱ-6 生活状況別自殺者割合・自殺死亡率



地域自殺実態プロファイルより 特別集計（自殺日・住居地、H25～29年合計）

2-2 自殺に関連するデータ

(1) 高齢者関連資料

① 高齢者の自殺の内訳

60歳以上について、性別・年代別・同居人の有無別にみると、男女ともに同居人有りの割合が高く、男性は80歳以上、女性は60歳代、80歳代の割合が全国より高くなっています。(表Ⅱ-2)

表Ⅱ-2 60歳以上の性・年代別・同居人の有無別自殺者数・割合

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	0	12.5%	0.0%	17.1%	10.8%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	15.1%	6.3%
	80歳以上	3	0	37.5%	0.0%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	2	0	25.0%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	0	1	0.0%	12.5%	9.1%	3.8%
	80歳以上	1	0	12.5%	0.0%	7.4%	3.5%
合計		8		100%		100%	

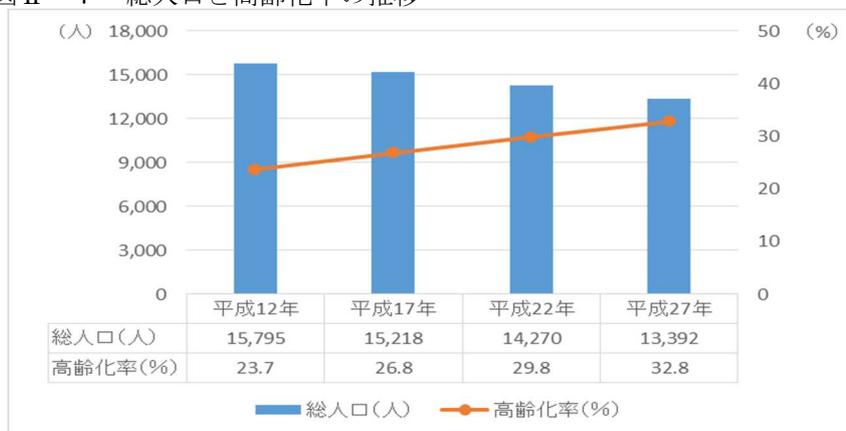
地域自殺実態プロファイルより 特別集計(自殺日・住居地、H25~29年合計)

注：高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示した。

② 総人口と高齢化率の推移

平成12年から平成27年までの総人口と高齢化率の推移をみると、総人口は減少している中で、高齢化率は年々上昇し、平成27年には32.8%となっています。(図Ⅱ-7)

図Ⅱ-7 総人口と高齢化率の推移



国勢調査より

③世帯の状況

平成12年から平成27年までの世帯の状況をみると、65歳以上の高齢単身者世帯は年々増加しています。また、高齢者夫婦世帯は横ばい状態にあります。(表Ⅱ-3)

表Ⅱ-3 世帯の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,391	4,385	4,386	4,368
高齢単身者世帯	323	355	468	564
比率(%)	7.4	8.1	10.7	12.9
高齢者夫婦世帯	363	411	456	447
比率(%)	8.3	9.4	10.4	10.2

国勢調査より

注：高齢者夫婦世帯は夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯を示す。

④高齢者の状況（平成29年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

65歳以上の要介護認定を受けていない一般高齢者1,176人を対象に実施したアンケート調査の結果より、高齢者の生活状況等を把握しました。

暮らしのゆとりの状況について、26.3%の高齢者が「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答しています。

心身の健康について、31.1%の高齢者が「健康状態がよくない」と回答しています。また、ゆううつな気分や物事に対して興味がわからない、心から楽しめないと回答したのは28.7%となっています。

(2) 生活困窮者関連資料

①生活保護受給状況

被保護世帯数・人員をみると、世帯数は横ばい状態にあり、世帯内訳をみると単身の高齢世帯が最も多くなっています。(表Ⅱ-4、表Ⅱ-5)

表Ⅱ-4 被保護世帯数・人員

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
世帯数	198	204	194	198	207
人員	284	285	261	259	265

表Ⅱ-5 被保護世帯内訳

区分	高齢世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
単身世帯	143	13	16	6
2人以上の世帯	7	4	3	20

②就学援助

就学援助の状況をみると、各年度によって違いはありますが、中学校は減少傾向に、小学校は横ばい状態となっています。（表Ⅱ－6）

表Ⅱ－6 要保護及び準保護児童生徒就学援助費（ひとり親・低所得世帯等への援助）

年度	小学校		中学校	
	人数	実績額(千円)	人数	実績額(千円)
平成25年度	81	5,186	93	8,960
平成26年度	79	5,554	92	9,303
平成27年度	77	5,236	76	7,866
平成28年度	80	5,651	67	6,825
平成29年度	78	5,777	49	5,476

③生活困窮者自立相談支援事業

西北地域自立相談窓口における相談状況をみると、新規相談件数は横ばい状態となっています。（表Ⅱ－7）

表Ⅱ－7 西北地域自立相談窓口 新規相談件数（鶴田町分）

年度	新規相談件数
平成27年度	30
平成28年度	26
平成29年度	25

(3) 無職者・失業者関連資料

①労働力状態

労働力状態をみると、15歳以上の人口11,884人のうち、労働力人口の割合が63.1%、非労働力人口が36.3%、労働力状態不詳が0.6%となっています。労働力人口7,500人のうち404人が完全失業者であり、その割合は5.4%となっています。（表Ⅱ－8）

表Ⅱ－8 労働力状態(8区分)

鶴田町	総数(労働力状態)												
	男女計	労働力人口							非労働力人口				労働力状態「不詳」
		就業者				完全失業者			家事	通学	その他		
		主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者								
総数(15歳以上年齢)	11,884	7,500	7,096	6,102	897	23	74	404	4,316	1,300	656	2,360	68
内訳													
15～64歳	7,492	5,858	5,485	4,832	573	23	57	373	1,580	676	655	249	54
65歳以上	4,392	1,642	1,611	1,270	324	-	17	31	2,736	624	1	2,111	14
(再掲)75歳以上	2,419	572	571	452	111	-	8	1	1,840	282	1	1,557	7

平成27年国勢調査より

②就業状況

就業状況をみると、産業分類の中で農業が最も多く、全労働人口に占める割合は34.7%となっています。また、農業の65歳以上労働人口は50.4%となっています。(表Ⅱ-9)

表Ⅱ-9 就業状況

産業分類別	全労働人口		65歳以上労働人口				
	人数	割合	人数	全労働人口に占める割合	65歳以上労働人口に占める割合	業種別総数に占める割合	
総数	7,096	100.0	1,611	22.7	100.0	-	
第1次	農業	2,466	34.7	1,244	50.4	77.2	50.3
	林業	9	0.1	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-	-	-
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	1	100.0	0.1	0.1
	建設業	678	9.6	79	11.7	4.9	6.0
	製造業	632	8.9	19	3.0	1.2	1.4
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	-	-	-	-
	情報通信業	28	0.4	1	3.6	0.1	0.0
	運輸業、郵便業	187	2.6	18	9.6	1.1	0.5
	卸売業、小売業	941	13.3	96	10.2	6.0	2.9
	金融業、保険業	76	1.1	5	6.6	0.3	0.2
	不動産業、物品賃貸業	18	0.3	2	11.1	0.1	0.1
	学術研究、専門・技術サービス業	71	1.0	7	9.9	0.4	0.2
	宿泊業、飲食サービス業	289	4.1	33	11.4	2.0	1.0
	生活関連サービス業、娯楽業	206	2.9	39	18.9	2.4	1.2
	教育、学習支援業	150	2.1	11	7.3	0.7	0.3
	医療、福祉	787	11.1	24	3.0	1.5	0.7
	複合サービス事業	99	1.4	2	2.0	0.1	0.1
	サービス業(他に分類されないもの)	234	3.3	23	9.8	1.4	0.7
	公務(他に分類されるものを除く)	207	2.9	6	2.9	0.4	0.2
	その他	9	0.1	1	11.1	0.1	0.0

平成27年国勢調査より

③地域の事業所規模別事業所数及び従業者数

町内事業所数をみると、労働者数19人未満の事業所が91.5%を占め、従事者数においても49.9%と約半数を占めています。(表Ⅱ-10)

表Ⅱ-10 鶴田町事業所規模別事業所数、従事者数

	総数	1-4人	5-9人	10-19人	20-29人	30-49人	50-99人	100人以上	出向・派遣従事者のみ
事業所数	449	288	59	64	19	9	7	2	1
従事者数	3,613	553	380	871	439	331	522	517	-

平成26年 経済センサス-基礎調査より

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

3-1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることから、社会・経済的視点を含む包括的な取り組みが重要です。

地域における保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連する分野で活動する人々や組織と連携・協働し、自殺対策を総合的に推進します。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
鶴田町いのち支える自殺対策推進本部による会議	庁内関係部署の緊密な連携と協力により自殺対策を総合的に推進し、進捗管理を行うために、推進本部による会議を開催します。	全課	
自殺対策ワーキングチームによる会議	計画に基づく施策の実施状況を確認し、評価・検証するために、各課職員で構成するワーキングチームによる会議を開催します。	全課	
鶴田町健康づくり推進協議会	関係機関・団体等との連携を強化し、地域全体での自殺対策の取り組みを推進するために、協議会を開催します。	健康保険課	医療機関、議会、行政推進員、保健協力員、その他関係団体
要保護児童対策協議会	児童虐待が疑われる児童生徒や、支援対象の家庭は自殺リスクが高くなる可能性があるため、早期に対応し、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携体制の強化を図ります。	健康保険課	警察、医療機関、民生委員児童委員、保育連絡協議会、教育関係機関、人権擁護委員、児童相談所
ケース会議	生活困窮者や高齢者等自殺リスクが高いと思われるケースを把握した場合、関係機関を集めたケース会議を開催します。	健康保険課 その他関係課	警察、消防、医療機関、社会福祉協議会、その他関係団体

〈評価指標〉

評価項目	目標値
鶴田町いのち支える自殺対策推進本部及びワーキングチームによる会議の開催回数	1回以上/年
自殺対策ワーキングチームによる会議の開催回数	1回以上/年
鶴田町健康づくり推進協議会の開催回数	1回以上/2年
要保護児童対策協議会の開催回数	1回以上/年
ケース会議開催状況	必要時開催する。開催したときは内容を記録し、評価・検証する。

(2) 自殺対策を支える人材育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。窓口対応や事業等で住民と直接接する町職員をはじめ、一般住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、研修機会の確保を図ります。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
職員を対象とした自殺対策に必要なスキル習得のための職員研修（ゲートキーパー研修等）	日々の業務の中で自殺対策の視点を持って住民に接し、さまざまな課題を抱える方に早期に気づき、寄り添い思いを聴き、適切な窓口へつなぐ等の対応を強化するために、職員研修を開催します。	総務課 健康保険課	
一般住民を対象とした傾聴ボランティア養成講座	心理的な悩みを抱える方の心に寄り添い、傾聴できる人材を養成するために、一般住民を対象とした傾聴ボランティア養成講座（傾聴講座）を開催します。	健康保険課	NPO 法人 ほほえみの会
傾聴ボランティアを対象としたフォローアップ講座	傾聴スキルのさらなる向上と地域をつなぐコアとなる人材育成を目指して、傾聴ボランティアを対象としたフォローアップ講座を開催します。	健康保険課	NPO 法人 ほほえみの会

〈評価指標〉

評価項目	目標値
職員を対象とした自殺対策に必要なスキル習得のための職員研修（ゲートキーパー研修等）の開催回数、受講率、理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回以上／年 ・管理職及び一般職員の研修受講率：90%以上 ・アンケートを実施し「自殺対策について理解できた」と回答した者の割合：70%以上
一般住民を対象とした傾聴ボランティア養成講座の開催回数、理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：隔年実施 ・アンケートを実施し「自殺対策と傾聴について理解できた」と回答した者の割合：70%以上
傾聴ボランティアを対象としたフォローアップ講座の開催回数、理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回以上／年 ・アンケートを実施し「傾聴スキルの向上につながった」と回答した者の割合：70%以上

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事業を展開していきます。そのために、リーフレット等の活用、住民向け講演会・イベント等の開催、メディアを活用した啓発を展開します。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
リーフレットによる自殺対策や相談窓口等の周知	庁内の各課窓口や医療機関、福祉関係機関にリーフレットを設置し各種手続きや受診のため訪れる方々へ周知を図ります。またその他関係団体にもリーフレット設置を依頼し、住民への啓発の機会とします。	全課	医療機関、福祉関係機関、その他関係団体
チラシによる傾聴サロンの周知	傾聴サロンのチラシを毎戸配布し、多くの住民に利用してもらうことができるよう周知します。	健康保険課	
成人式での相談窓口等の周知	リーフレットを配布し、若い世代への啓発・周知を図ります。	教育委員会	
一般住民を対象とした自殺対策講演会	自殺対策に関する正しい知識を普及し意識を高め、住民自身が地域の中でできることは何かを考えるきっかけとなるよう講演会を開催します。	健康保険課	NPO 法人 ほほえみの会
いのちのまつり（保健・医療・福祉祭）での傾聴サロンの周知	会場内に傾聴ボランティアによるコーナーを設置し、傾聴サロンの活動を周知します。また、リーフレットを設置し、来場者への啓発を図ります。	健康保険課	傾聴ボランティア つるりんの会
広報やホームページ等を活用した自殺対策に関する情報や相談窓口等の周知	傾聴サロンの日程を毎月掲載し、地域全体へ広く周知します。自殺対策に関する情報や相談窓口等も適宜掲載し、啓発を図ります。	企画観光課 総務課 健康保険課	

〈評価指標〉

評価項目	目標値
リーフレットによる自殺対策や相談窓口等の周知	通年
チラシによる傾聴サロンの周知	1回/年
成人式での相談窓口等の周知	1回/年
一般住民を対象とした自殺対策講演会の開催回数、参加者数、理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回以上/年 ・参加者数：60人以上 ・アンケートを実施し「自殺対策について理解できた」と回答した者の割合：70%以上
いのちのまつり（保健・医療・福祉祭）での傾聴サロンの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴ボランティアつるりんの会コーナーへの来場者数：計2日間で延べ50人以上
広報やホームページ等を活用した自殺対策に関する情報や相談窓口等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴サロンに関する情報の掲載：毎月 ・自殺対策に関する情報や相談窓口等の掲載：2回以上/年

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても地域においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要であるとされています。生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に取り組みます。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
傾聴サロン	心理的な悩みやさまざまなリスクを抱え込む可能性のある方が、気兼ねなく集まり、安心して思いを語ることができる居場所づくりとして、傾聴サロンを開催します。	健康保険課	傾聴ボランティア つるりんの会
教養講座	生涯学習への意識を高める生きがいがづくりの場として、また幅広い年齢層の参加者同士が交流できる場として各種講座を実施します。 ・料理教室 ・三味線教室 ・パソコン教室 ・シェイプアップ教室 ・英会話教室 ・陶芸教室	教育委員会	
子育て支援センターによる親子リフレッシュタイム	子育て世代の親子が気軽に集まり、親子で一緒に遊んだり、育児の悩み等を共有したりとすることで、リフレッシュできる交流の場を提供します。	町民生活課	鶴田町子育て支援センター
放課後スクール事業（サンシャインスクール）	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所、また子どもや保護者が学齢等を超えて交流できる居場所づくりとして実施します。	教育委員会	放課後児童支援員
消防署との連携	救急業務等の中で、本人やその家族の問題状況を把握した場合、必要に応じて適切な支援先につなげます。	消防署 健康保険課	警察、消防団
死亡・死産届時の情報提供	死因は問わずに死亡届に訪れたすべての遺族に対して、必要な諸手続や相談窓口等に関する情報を掲載したパンフレット（五所川原保健所作成）を手渡しします。	町民生活課	
つどいの案内	大切な人を自死で亡くされた方が集まり、自分の体験や思いをありのままに話し、気持ちを共有できる場として、青森県立精神保健福祉センターが主催する「自死遺族のつどい」をポスター展示や関係課窓口等で紹介します。	町民生活課 健康保険課	

〈評価指標〉

評価項目	目標値
傾聴サロンの定期的な開催と利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第1・3月曜日（祝日を除く）に開催 ・年間利用者数：延べ20人以上
教養講座の開催状況	開催した内容や利用状況等について評価・検証する。
子育て支援センターによる親子リフレッシュタイムの定期的な開催	1回/月
放課後スクール事業（サンシャインスクール）の実施状況	実施した内容や利用状況等について評価・検証する。
消防署との連携	随時
死亡・死産届時のパンフレット配布率	100%
つどいの案内に関する周知状況	<ul style="list-style-type: none"> ・つどいの開催期間中、庁内にポスター掲示 ・町民生活課及び健康保険課窓口にチラシを設置

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOS の出し方に関する教育及び子どもたちのこころの健康づくりに取り組みます。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
SOS の出し方教育	小学校高学年を対象に、生活上の困難やストレスに直面したときに、信頼できる大人に助けを求めることができるように、SOS の出し方を学ぶ機会を図ります。	健康保険課 教育委員会	小学校
思春期教室	中学校3年生を対象に、自分を大切にすることの重要性と悩み等を抱えたときに相談することの大切さを伝えていくために、いのちの大切さや性について学ぶ機会をつくります。	健康保険課 教育委員会	中学校
養護教諭部会との情報交換会	さまざまな課題を抱える児童・生徒及び保護者について、小・中学校の養護教諭と情報を共有し、適切な支援につなげるために連携を図ります。	健康保険課 教育委員会	小・中学校

〈評価指標〉

評価項目	目標値
SOS の出し方教育の開催回数と理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回/年 ・アンケートを実施し「自分を大切にすること」「困ったときは信頼できる大人に相談すること」の大切さについて理解できたと回答した者の割合：70%以上
思春期教室の開催回数と理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回/年 ・アンケートを実施し「自分を大切にすること」「悩み等を抱えたときは信頼できる大人に相談すること」の大切さについて理解できたと回答した者の割合：70%以上
養護教諭部会との情報交換会の開催回数	1回/年

3-2 重点施策

(1) 高齢者対策

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすいため、さまざまな関係機関や団体等と連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といった生きることの包括的支援としての施策を推進していきます。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
個別ケア会議	高齢者が抱えるさまざまな課題等を包括的に捉え、その背景に合わせた働きかけができるよう、関係機関と連携しながら多職種で支援します。	健康保険課	社会福祉協議会
訪問診療	訪問診療時に、対象者やその家族の生活状況や抱える課題等を把握し、自殺リスクを抱える人の早期発見・対応に努め、必要に応じて適切な関係機関と連携を図ります。	鶴田診療所	
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を応援する認知症サポーターを養成します。	健康保険課	社会福祉協議会
認知症初期集中支援事業	認知症が疑われる高齢者に早期に気づき、適切な受診やサービスにつなげ、本人及びその家族が安心して生活できるよう支援します。	健康保険課	社会福祉協議会
ことぶき大学	高齢者に学習や活動の場を提供し、健康で生きがいを持った社会参加を促進するために、日常生活の充実と健康増進等をテーマとした講座を開催します。	教育委員会	
一般介護予防事業	各種事業を通して、身体機能の向上や脳の活性化を図ります。 ・ほっこりサロン ・ココリラ倶楽部（ヨーガ、ココリラ体操、笑いヨガ） ・ゴニンカンクラブ ・カラオケクラブ ・脳楽寺子屋（簡単な読み書きや計算、仲間との会話を通じた脳のトレーニング） ・温泉（70歳以上または一人暮らしの65歳以上の方が対象）	健康保険課	社会福祉協議会
老人クラブ生きがい施策・事業	各種事業を通して、社会活動への参加や生きがいづくりの促進を図ります。 ・老人クラブ活動 ・高齢者レクリエーション大会 ・高齢者芸能発表会	健康保険課	老人クラブ連合会、社会福祉協議会
行政・人権相談	さまざまな相談を受ける中で、高齢者の抱える課題等に早期に気づき、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の体制を整えます。	町民生活課	行政相談員、人権擁護委員

〈評価指標〉

評価項目	目標値
個別ケア会議の開催状況	必要時開催する。開催したときは内容を記録し、評価・検証する。
各取り組み・事業の実施状況	実施状況及びその内容を記録し、評価・検証する。

(2) 生活困窮者対策及び無職者・失業者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に孤立しやすい傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないよう支援していきます。

また、勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあり、社会的に孤立しやすい傾向があります。当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の包括的支援を推進していきます。

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、関係機関と連携して適切な支援先につなぎます。	町民生活課	福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員児童委員
生活困窮者自立支援に関する相談	相談者の生活困窮の状態を把握し、状況に応じて自立相談窓口（県社協の生活困窮者自立相談支援事業）を紹介する等、相談者の困りごとに合わせて支援します。	町民生活課	社会福祉協議会
年金相談	各種年金に関する相談者の中には経済的な問題等を抱えている場合があるため、早期発見・対応に努め、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	町民生活課	年金事務所
納税相談	支払い期限までに納税を行うことができない住民は、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある可能性があります。そのような方と接する機会を生きることの包括的支援のきっかけと捉え、さまざまな支援につなげられる体制を整えます。滞納者については、なぜ納付できないのかその理由を把握した上で、状況に応じて適切な相談窓口につなぐ等対応を強化します。	税務会計課	
申告相談	申告相談時に生活困窮の状態にある方を把握する機会が多いため、相談窓口等の情報や自殺対策の視点を持った接し方等を職員同士が共有し、意識して対応します。	税務会計課	
国保・後期高額療養費及び高額介護サービス費支給に関すること	医療と介護の高額利用は、当人やその家族にとって負担が大きいため、申請の際に生活上抱えている困難な状況等を把握した場合、適切な相談窓口につなぐ等対応を強化します。	健康保険課	
医療・健診未受診者訪問	経済的な問題等により未受診となっている場合があるため、対象者やその家族の生活状況を把握し、早期発見・対応に努め、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	健康保険課	

取り組み・事業名	内容	担当課	関連協力団体
上下水道料金に関する こと	滞納者の徴収訪問に際し、対象者やその家族と対応する機会を活用し、経済的な問題等の早期発見・対応に努め、必要に応じて適切な相談窓口等につなぎます。	建設整備課	
公営住宅料金に関する こと	住宅料滞納や入居者同士のトラブル等の問題により生活に困りごとを抱えている入居者を把握した場合、適切な相談窓口につなぐ等の対応を強化します。	建設整備課	
農業次世代人材投資事業 (旧青年就農給付金)	若い世代への就労支援は、それ自体が生きる支援となります。就労に関わる問題だけでなく、さまざまな悩み等を把握する機会として活用し、状況に応じて適切な相談窓口等につなぎます。	産業課	
その他農家の経営安定のための資金・補助金相談 (農業制度資金、利子補給費補助金、経営体育成支援事業費補助金等)	資金相談時に、相談者と対面し聞き取り等を行う機会があれば、生活上困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。また、農業分野におけるさまざまな補助事業に関して説明会等を行い、農業規模の拡大や生産の支援を行うことで収入増や精神面を支援します。	産業課	農協

〈評価指標〉

評価項目	目標値
医療・健診未受診者訪問実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度対象者を抽出し実施 ・ 訪問件数：対象者の70%以上の件数
各取り組み・事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施状況及びその内容を記録し、評価・検証する。

3-3 生きる支援関連施策

庁内の「生きる支援」関連事業を把握するために、事業の棚卸しを行いました。「事業の棚卸し事例集」等を参考に、現在行っている事業（業務）を自殺対策の視点から捉え直し、「生きる支援」に関連する・関連し得るものを各課等で洗い出し、生きる支援関連施策一覧を作成しました。これらの事業は、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、町の基本施策及び重点施策に基づき、関連あるものとして分類しています。

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
総務課	人事に関する事務	▼職員自身が、心身面の健康の重要性をよく理解し、維持増進を図ることで、職場におけるメンタルヘルス対策に繋がり、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●						
	庁議等に関する事務	▼自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。	●	●						
	職員の服務に関する事務	▼職員自身が、心身面の健康の重要性をよく理解し、維持増進を図ることで、職場におけるメンタルヘルス対策に繋がり、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●						
	職員の研修に関する事務	▼職員研修(特に新任と管理職研修)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入し、職場におけるメンタルヘルス対策やハラスメント防止対策、また、ゲートキーパー養成に繋がる可能性もあり、自殺対策を推進するためのベースとなり得る。		●	●					
	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	▼職員自身が、心身面の健康の重要性をよく理解し、維持増進を図ることで、職場におけるメンタルヘルス対策に繋がり、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●						
	職員の健康管理事務	▼職員自身が、心身面の健康の重要性をよく理解し、維持増進を図ることで、職場におけるメンタルヘルス対策に繋がり、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●						
	行政推進員に関すること	▼行政推進員にリーフレット等の資料を配付し、自殺の危機等に関する情報を理解・共有してもらうことで、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	●	●	●					
	ホームページによる情報発信	▼ホームページは、住民が地域の情報を知る上で身近な情報媒体であるため、自殺対策に関する情報や相談窓口等について掲載することにより、直接住民に向けての啓発が可能となる。			●			●	●	●

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
企画観光課	道の駅「あるじゃ」に関すること	▼道の駅「あるじゃ」施設内に自殺対策(生きることの包括的な支援)に関するポスターやリーフレット等の設置をすることで住民への啓発が可能となる。また、産直友の会と連携し、悩みを抱えている人を見つけた際の声掛け、相談窓口への誘導を行う。	●		●					
	コミュニティプラザに関すること	▼コミュニティプラザ施設内に自殺対策(生きることの包括的な支援)に関するポスターやリーフレット等の設置をすることで住民への啓発が可能となる。また、観光案内所観光ガイドと連携し、悩みを抱えている人を見つけた際の声掛け、相談窓口への誘導を行う。	●		●					
	広報つるたによる情報発信	▼広報つるたは、住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であるため、自殺対策について掲載することにより、直接住民に向けての啓発が可能となる。			●		●	●	●	
	富士見湖パークの管理に関すること	▼用務員をはじめとするパーク管理関係者の整備作業中、不審な人物への声がけ・通報により住民への啓発となり得る。	●		●					
	商工会に関すること	▼商工会職員に相談窓口等の情報を周知することで、経営上のさまざまな課題や自殺リスクとなりかねない問題等の相談を受けた際に、役場担当課または適切な相談機関につなぐ等の支援につながり得る。また、商工会に自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連するポスター、リーフレット等の設置を依頼することで、商工会に訪れる住民への啓発となり得る。	●		●					
税務会計課	町税・国保税の賦課に必要な調査	▼生活保護受給者や障害者等は、経済面だけでなく健康面での問題を抱えていることが多い。それらが原因の自殺を防ぐためにも、担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●					●		
	町税・国保税の徴収及び滞納整理事務	▼支払い期限までに納税を行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担うようになる可能性がある。 ▼国保税を長期滞納しているため、国保資格者が保険証が必要だと相談されたときは、生きる意欲があると捉え、きめ細やかな支援と見守りが重要である。保険証がない場合の受診等の相談を受ける職員または訪問する職員の配置が必要である。	●			●		●		
	申告相談	▼申告相談の会場で町税の滞納や納付等について問題を把握した場合、納付の相談への対応に加え、必要に応じて適切な窓口につなげることができるように課内で情報共有をする等の体制づくりが必要である。また、対応に向けて職員の研修参加等必要な情報、知識の習得が必要である。	●					●	●	
	納税相談	▼滞納者については、なぜ納付できないのか理由を把握したうえで、滞納者が納付できる環境につながるような窓口を紹介する等、職員が日頃から情報を把握、共有する等の相談対応の強化に努める。	●					●	●	

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
町民生活課	各種手帳申請・交付・受付事務 ・精神障害者保健福祉手帳申請受付事務 ・愛護手帳・身体障害者手帳申請・交付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●	
	各種手当申請事務 ・特別障害者(障害児福祉)手当申請事務 ・特別児童扶養手当申請事務	▼障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があり、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●	
	自立支援医療(精神通院)申請受付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●	
	自立支援医療費(更生・育成)給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●	
	障害者自立支援給付費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼障害支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。	●	●					●	
	障害児入所給付費等給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●			●		●	
	地域生活支援事業(日常生活用具の給付・相談支援事業)	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●	
	障害者虐待・差別への対応	▼虐待・差別への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にあるさまざまな問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。	●		●	●	●			
	身体障害者相談員	▼自殺対策の情報交換の場を設けることにより、対象者への問題啓発と研修機会となり得る。	●	●	●					
身体障害者・児補装具給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●						●		

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
町民生活課	保育所業務に関する事	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●		●			
	乳幼児・子ども医療費給付助成事業	▼給付・助成に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●				●			
	重度心身障害者医療費支給事業	▼給付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。							●	
	ひとり親家庭等医療費支給事業	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちである等、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●			●	●		●	
	児童手当支給事務	▼資格喪失(転出)に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●				●			
	児童扶養手当申請受付	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●			●	●		●	
	遺児援護対策に関する事	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	子育て支援センターに関する事	▼子育て支援センターによる親子リフレッシュタイムは、子育て世代の親子が気軽に集まり、親子で一緒に遊んだり育児の悩み等を共有したりすることで、リフレッシュできる交流の場となり得る。	●			●				
	年金に関する事	▼申請時や相談時に、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●				●	
生活保護に関する相談	▼生活に困窮を抱える人は、自殺リスクが高い。困窮の程度を把握し、専門機関へつなぐ等、職員の対応の強化につながり得る。	●	●		●			●	●	

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
町民生活課	生活困窮者自立支援事業に関する相談	▼生活に困窮を抱える人は、自殺リスクが高い。相談の際に抱えている問題を把握し、適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●		●			●	●
	行旅病者・ホームレスに関すること	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●			●	●
	災害時要援護者支援に関すること	▼データとしての登録情報は、自殺のリスクにも関連する可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●	●	●
	行政・人権相談	▼町内各小・中学校を対象とした、いじめ等に関する人権教室、イベント等で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する機会と心得る。また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識を持つことで、相談業務だけでなく、関係機関へつなぐ役割を期待できる。	●	●	●		●			
	住民の要望や苦情等の処理事務	▼自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●		●	●				
	消費生活対策事務	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、詐欺対策や抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決・啓発に向けた支援を展開し得る。	●	●	●			●	●	
	交通安全施設事業	▼自殺事象の発生や可能性等がない状況確認を行うことにより、事象発生を防ぐ手立てをとり得る。	●			●				
	交通災害共済に関すること	▼交通事故後に係る心身の・経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼交通事故後の共済に関する相談や申請の機会は、自殺のリスクがある層との接触機会として活用し得る。	●		●					
	防犯に関する事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●		●					
	死亡・死産届に関する事務	▼死亡・死産届を届出する人は、大切な方との死別のみならず、死後の手続きの面などで様々な問題を抱えており、自殺リスクが高まっている可能性がある。対象者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼支援機関に関するリーフレットの配付やポスターの掲示での情報提供により、遺族の自殺リスクの減少を図る。	●		●					

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策			
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者	
健康保険課	思春期教室	▼本教室への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	●		●		●				
	母子健康手帳交付	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●						
	各種健康診査、健康相談 ・4か月児・10か月児健診 ・7か月児健康相談 ・1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●						
	妊産婦・新生児等訪問指導	▼面接時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●						
	子ども発達相談・検査	▼子どもの発達に関して、保健師のほかに専門の心理士が相談に応じ、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時、心理士による発達検査を実施したり、別の関係機関へつないだりすることで、包括的な支援を提供し得る。	●			●					
	児童虐待への対応	▼児童虐待が発生する状況下では、その家庭そのものの自殺リスクを上昇させる。 ▼支援対象である家庭の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関と連携し、さまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●		●	●	●		●		
	養護教諭部会との情報交換会	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒及び保護者等が自殺リスクを抱えている場合が想定される。養護教諭部会と保健師が連携し、包括的な支援を行うことで、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●				●				
	未熟児養育医療に関する事務	▼育児に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●							●	
	不妊治療費助成事業(平成31年度より開始)	▼不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●							●	
	窓口・電話相談	▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●		●	●	●	●	●
	家庭訪問	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●		●	●	●	●	●

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康保険課	健康講演会	▼講座において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●					
	特定健診・特定保健指導	▼健康診査や保健指導の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関につなぎ支援する接点となり得る。 ▼健康問題からくる不安や悩み等を聴き、自殺リスクの減少を図る。	●		●					
	健診結果説明会	▼当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●					
	重症化予防保健指導	▼健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。 ▼治療中断や医療未受診により重症化している対象者の中には、経済的な問題を抱え自殺リスクが高まっている方もいる可能性がある。そのため、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	●		●			●		
	医療・健診未受診者訪問	▼対象者や家族と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。また、経済的な問題により未受診となっている場合、自殺リスクが高まっている可能性があるため、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	●		●		●	●	●	
	各種がん検診・結核検診事業	▼健康診査や保健指導の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関につなぎ支援する接点となり得る。	●		●					
	特定健診・がん検診における精検受診勧奨	▼精検未受診者の中には、経済的な問題により医療受診できない場合があり得る。そうした方は自殺リスクが高まっている可能性があるため、支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	●					●		
	がん検診精密検査費用助成事業	▼健康や経済的な視点から、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。	●					●		
	国保訪問指導(重複・多受診訪問)	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態であったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱えていたり自自殺リスクが高い可能性がある。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取り把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●		●					
	精神障害者家族会「飛鶴会」への支援に関すること	▼当事者や家族等と関わる機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●	●				

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康保険課	傾聴サロン	▼リスクを抱え込む可能性のある方たちが気兼ねなく集ったり、話せる居場所として機能することで、それ自身が自殺対策になり得る。また、必要な支援につないでいくための接点となり得る。	●		●	●		●	●	●
	傾聴ボランティア養成講座(傾聴講座)	▼傾聴ボランティアの養成を通じて、地域住民の「聴く力」を伸ばし、相談者に対して寄り添う支援を提供することにより、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●	●			●	●	●
	傾聴ボランティアフォローアップ講座	▼傾聴ボランティアとして活動する住民の傾聴技術の向上と、傾聴サロンを継続するための総合的なスキルアップにつながり、それが自殺対策として寄与し得る。		●						
	自殺対策講演会	▼自殺対策に関する正しい知識を普及し意識を高め、住民自身が地域の中でできることは何かを考えるきっかけとなり得る。			●					
	保健協力員協議会に関する事	▼全体会や研修の開催を通じて、自殺対策についての情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、問題啓発の機会となり得る。	●	●	●					
	栄養改善・食育の推進業務に関する事	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼当事者や家族等と関わる機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●							
	食生活改善推進員活動事務 食生活改善推進員養成講座	▼推進員に傾聴技術を身につけるための講座を受講してもらうことで、住民に寄り添い、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。	●	●	●					
	対象者別調理教室	▼教室に参加することで住民同士の交流の場として機能し得る。全世代に向けた内容から親子、男性、高齢者向けの内容を設けており、孤立を防ぐ居場所づくりとなり得る。 ▼参加者から周りの住民へと心身の健康づくりの意識が広がることで啓発の機会となり、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●	●	●		●		
	各小学校における食育調理実習	▼食生活改善推進員が各小学校をまわり、学年別に調理実習を行うことで、子どもと大人の交流の機会となる。また、学校との連携を図ることで、食育を通じた子どもたちの心身の健康の保持増進に寄与し得る。	●			●	●			
	健康運動教室	▼教室に参加することで住民同士の交流の場として機能し得る。また、高齢者の参加が多く、孤立を防ぐ居場所づくりとなり得る。 ▼参加者から周りの住民へと心身の健康づくりの意識が広がることで啓発の機会となり、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●	●	●		●		
	配偶者暴力防止に関する相談	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●		●	●	●			

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康保険課	日本赤十字社分区分・奉仕団運営事務	▼住民ボランティアの活動を通じて、社会全体の気づきの力を高め、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●		●		
	予防接種に関すること	▼予防接種に関する相談等で接する機会を通じて、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●					
	生きがい施策(老人クラブへの活動助成)	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。	●		●			●		
	老人クラブ生きがい事業(老人クラブ連合会への助成)	▼イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援(自殺対策)のパネル展示やブース出展の機会をもつことができれば、高齢者及びその周囲の方々への啓発の機会とすることができる。	●		●			●		
	養護老人ホームへの入所	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭でのさまざまな問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	●					●	●	
	高齢者虐待への対応	▼対応者に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●		●		
	生きがいセンターに関すること	▼陶芸教室に参加することで、住民同士の交流の場として機能し得る。また、高齢者の参加もあり、孤立を防ぐ居場所づくりとなり得る。	●	●		●		●		
	緊急通報装置給付等事業	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭でのさまざまな問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●			●		●		
	介護保険料(第1号被保険者)の賦課・徴収に関する事務	▼期限までに納税できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、潜在的なハイリスク層を把握する上での一手段となり得る。つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。	●					●	●	
	介護給付・要介護認定(調査)に関すること	▼介護は当人や家族にとっての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●		

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
健康保険課	介護保険被保険者の資格管理に関する事	▼資格に関するデータとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援(自殺対策)へつながり得る。	●					●		
	地域包括ケア推進会議	▼ケア会議の中で、テーマに即した形で自殺対策の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●			●		
	総合事業及び一般介護予防事業等に関する事	▼地域包括支援センターとの連携を強化し、各種専門職のスタッフが支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知できるよう意識して接することで、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●		
	認知症総合支援事業(認知症初期集中支援事業等)	▼認知症地域支援推進員や初期集中支援チーム員が支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知できるよう意識して接することで、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●		
	認知症サポーター養成講座	▼認知症の方の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。 ▼地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●		●		
	居宅介護支援・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する事	▼要介護・要支援の当事者やその家族の中には、さまざまな問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。 ▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護者)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。 ▼介護支援専門員(ケアマネ)が支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知できるよう意識して接することで、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●			●		
	福祉用具購入及び住宅改修に関する事	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家族でのさまざまな問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●			●		●		
	高齢者紙おむつ給付事業	▼事業対象者は重度の要介護状態かつ低所得の世帯となるため、当事者や家族等の状況を把握する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●		
	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●					●	●	
	国保・後期高額療養費及び高額介護サービス費支給申請に関する事務	▼申請に来る住民は、病気で仕事ができず収入がない等生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●	●
短期保険証・資格証発行に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●	●	

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
産業課	人・農地問題解決推進事業	▼経営上のさまざまな課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●					●	●	
	農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)	▼若年者への就労支援は、それ自身が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。	●			●	●		●	●
	町認定農業者等協議会・みどりの会・認定新規就農者の会の育成、指導に関すること	▼指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな生産者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなぐ等の対応の強化につながり得る。また、相談窓口等の周知・啓発の機会となり得る。 ▼農業者同士の繋がりを構築することにより、相談できる相手がいることで一人で問題を抱えることを防げる可能性がある。	●	●	●	●	●		●	
	その他農家の経営安定のための資金・補助金相談(農業制度資金・利子補給費補助金・経営体育成支援事業費補助金等)	▼資金相談時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。 また、農業分野におけるさまざまな補助事業に関して説明会等を行い、農業規模の拡大や生産の支援を行うことで収入増や精神的な支援へとつなげる。	●						●	●
	農地移動適正化あっせん事業	▼農地を売りたい、貸したい人の中には経済的に困窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●					●	●	●
	競(公)売買受適格者証明	▼農地が競売に係った理由を把握できる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●					●	●	●
	果樹放任園発生防止等対策事業諸経費	▼放任園にせざるを得ない事情には、経済的に困窮に陥った人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●					●	●	
	県りんご経営安定対策事業費補助金・りんご緊急需用調整対策事業費補助金	▼りんご価格低下時の救済的補助金であるが、救済しきれず経済的に困窮に陥った人を拾い上げられる可能性がある。 自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●						●	
	農作業安全対策	▼農作業中の事故による死亡は、農家の継続に重大な影響を与え生活困窮につながる可能性があり、身体欠損などにおいても生活の不自由さなどから自殺へつなげる恐れがある。 農機具の適切な使用を呼びかけ、農作業を安全に行うことにより、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●			●	●	
	農事普及便り及び農事情報資料の配布に関すること	▼農業に関する支援情報や相談情報を記載・配布することにより、各種相談の門戸を広げることで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●			●	●	
経営所得安定対策	▼経営所得安定対策の加入を促していくことで水田農業全体としての所得向上で農業経営の安定を図ることや、農業者の抛出を前提とした米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)で、農業者が水田農業により経済的に困窮に陥ることを防げる可能性がある。	●						●		

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
産業課	果樹共済	▼果実の減収と品質の低下による損害を対象とする共済事業であるが、加入を促進することにより気象上の原因や災害等により経済的に困窮に陥ることを防げる可能性がある。 自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●						●	
	農協との連携に関すること	▼農協職員に相談窓口等の情報を周知することで、不作等が原因で生活困窮等の問題を抱えた人が農協へ相談に来た際に、役場担当課または適切な相談機関につなぐ等の支援につながり得る。また、農協に自殺対策に関するポスター、リーフレット等の設置を依頼することで、農協に訪れる住民への啓発となり得る。	●		●			●	●	
建設整備課	道路・橋梁及び河川新設改良工事業	▼改良現場での自殺事案の発生場所となる可能性がないかを想定し、防護柵等の事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●							
	道路・橋梁及び河川維持管理事業	▼道路パトロールや苦情対応等において、気になる人やハイリスク者を見かける機会となり得る。自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●							
	上下水道料金に関すること	▼滞納者の徴収訪問に際し、当事者や家族等と対応する機会を活用することにより問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	●						●	
	公営住宅料金に関すること	▼住宅料滞納や住宅入居者同士のトラブルなど問題を抱えて生活難に陥っている入居者に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。	●						●	
	水道検針業務に関すること	▼水道検針業務において、気になる人やハイリスク者を見かける機会となり得る。自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●						●	
	除雪業務に関すること	▼冬期間においては、自宅の除雪依頼など連絡のあった一人暮らしの高齢者世帯などに対して、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、情報協力が出る。	●					●		
	公営住宅修繕業務に関すること	▼住宅修繕の相談時において、気になる人がいたら自殺の可能性がないか、見られる範囲で状況確認をすることにより、事案の発生を未然に防ぐ。	●							
事務局	公営住宅入居受付事務	▼住宅困窮者が応募してくるため、相談を受けた際に、支援方法を考え、適切な機関へつなぐ等の対応をとり得る。	●						●	
	議会に関する事務	▼議員は住民から相談を受ける可能性があるため、議員から町の支援体制や相談機関等を聞かれた場合、適切な窓口へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。また、定例議会や各種委員会、会合等で自殺対策事業を話題にすることにより、住民に広く周知できる。	●		●					

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
教育委員会	教育相談及び適応指導に関する事務	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身及び保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼不登校の子どもは本人のみならず、その家庭もさまざまな問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。 ▼スクールソーシャルワーカー等の関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●				●			
	教育支援委員会	▼特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上でさまざまな困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し、その保護者の相談にも応じることにより、児童生徒の困難の軽減や保護者の負担感の軽減にも寄与し得る。	●				●			
	児童及び生徒の事故並びに非行の届け出に関する事務	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカー等関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●				●			
	鶴田町教育大綱に基づく教育施策の実施	▼施策の一つとしていじめのないまちづくりを掲げており、子ども・若者の自殺対策に関する内容を反映させられる可能性がある。	●				●			
	放課後スクール事業(サンシャインスクール)	▼子どもや親がクラスや年齢等を超えて交流できることでそれぞれの悩みを共有出来る場になり得る。 ▼町の職員研修時に放課後児童支援員にも受講してもらい、専門知識を持って子どもと接することで早期の問題発見・対応が可能になる。	●	●		●	●			
	子ども会育成事業	▼町子ども会育成連絡協議会の役員やジュニアリーダー等に研修を受講してもらうことで、子どもたちの自殺のリスクを早期に発見できる可能性がある。 ▼さまざまな世代が参加・交流できる事業をとおして、子どもたちの心身の成長を図ると共に、課題を抱えた子どもたちのリスクの早期対応が可能となる。	●		●	●	●			
	町民ふれあいフェスティバル	▼幼児から高齢者まで競技に参加するだけでなく、応援したりすることで幅広い交流が出来、生きる支援へとつながり得る。また、リーフレット等を活用し、自殺対策に関する情報提供をすることで啓発・周知の機会となり得る。	●		●	●	●	●		
	教養講座	▼生涯学習に関する意識を高めることで生きる支援へとつながり得る。また、リーフレット等を活用し、自殺対策に関する情報提供をすることで啓発・周知の機会となり得る。	●		●	●	●	●		
	ことぶき大学	▼高齢者が生涯学習に関する意識を高めることで生きる支援へとつながり得る。また、リーフレット等を活用し、自殺対策に関する情報提供をすることで啓発・周知の機会となり得る。	●		●	●		●		
	成人式	▼リーフレット等を活用し、困難やストレスに直面したときに相談できる窓口の紹介や自殺対策に関する情報提供をすることで、若い世代への啓発・周知の機会となり得る。	●		●		●			

鶴田町 生きる支援関連施策一覧

〈基本施策〉

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり)
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- 6 高齢者
- 7 生活困窮者
- 8 無職者・失業者

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
消防署	消防関係事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●	●		●				
	救急業務に関すること	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ▼当人や家族の問題状況を把握することで、必要に応じて適切な支援先につなげられる可能性がある。	●			●				
	消防団に関すること	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●	●		●				
鶴田診療所	未納整理	▼医療費滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●	
	訪問診療	▼当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	●					●		
	診察時間診	▼不眠や心労等の原因により、心身に異常をきたしていると思われる患者を専門医療機関や必要な機関へつなぐことで自殺リスクの減少が図られる。	●							

第4章 自殺対策の推進体制

4-1 鶴田町いのち支える自殺対策推進本部

庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、町長を本部長、副町長を副本部長として各課長等で構成する庁内の推進本部です。また、推進本部の下に各課職員で構成するワーキングチームを設置し、実務的な論点整理を行い、施策の推進を図ります。

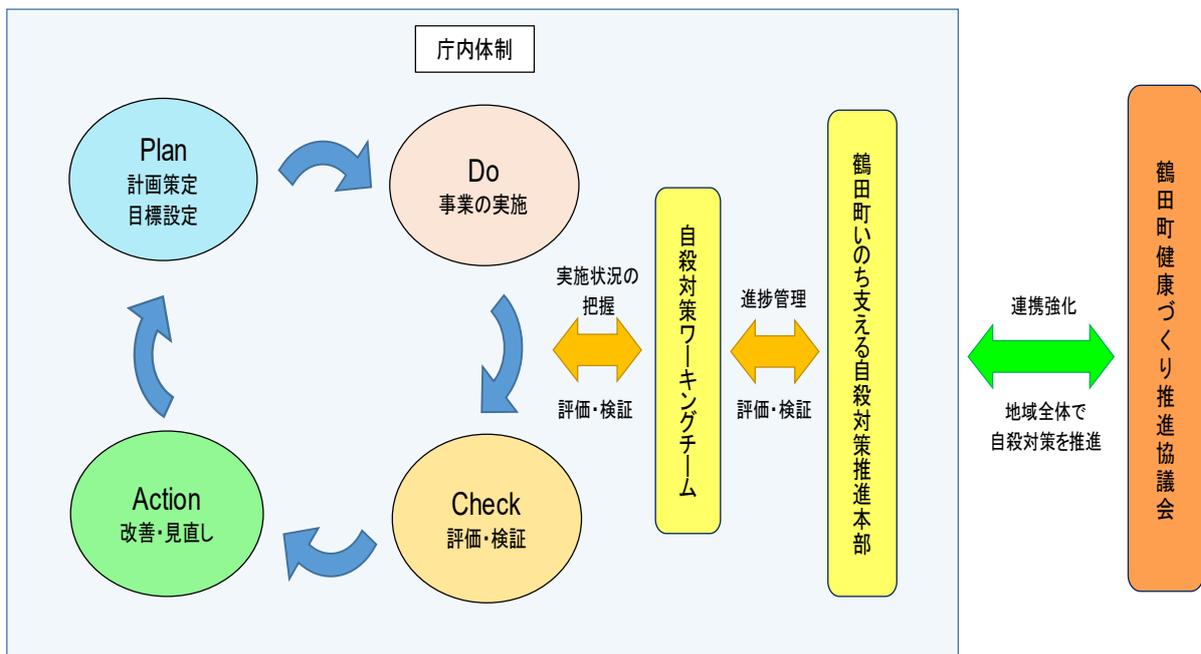
4-2 鶴田町健康づくり推進協議会

関係機関や団体等で構成し、連携を強化しながら、地域全体で自殺対策の取り組みを推進します。

4-3 自殺対策組織の関係図

計画に基づく着実な施策の推進を図るため、基本施策、重点施策、生きる支援関連施策の実施状況を毎年度把握し、誰も自殺に追い込まれることのない町を実現させるための手段として適正であったかどうか、そのプロセスを評価・検証します。その結果を次年度以降の施策に適切に反映させることにより、効果的な事業の実施につなげる PDCA サイクルによる進捗管理を行います。(図IV-1)

図IV-1 いのち支える鶴田町自殺対策行動計画・推進体制



第5章 参考資料

- 5-1 鶴田町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱
- 5-2 鶴田町健康づくり推進協議会条例
- 5-3 自殺対策基本法
- 5-4 鶴田町いのち支えるこころのネットワーク手引き
- 5-5 主な相談窓口一覧

鶴田町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援として、庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、鶴田町いのち支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、総務課長、企画観光課長、税務会計課長、町民生活課長、健康保険課長、産業課長、建設整備課長、議会事務局長、教育次長、消防署長、診療所事務長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 会議には、前条第2項及び第3項に規定する職にある者のほか、本部長が命じた職員が出席するものとする。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、健康保険課健康長寿班において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

鶴田町健康づくり推進協議会条例

昭和 54 年 3 月 24 日鶴田町条例第 2 号

(設置)

第 1 条 国が行う国民健康づくり行政に対応して、本町に、鶴田町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 「鶴田町健康増進計画」及び「鶴田町自殺対策行動計画」の策定に関する事。
- (2) 地域の特性、保健需要等の目的達成に必要な調査活動に関する事。
- (3) 健康教育の推進及び心の健康に関する事。
- (4) 関係機関及び関係団体との連携に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者 30 名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 医療機関代表
- (2) 保健協力員代表
- (3) 国保運営協議会委員代表
- (4) 教育委員会代表
- (5) 行政機関代表
- (6) 町議会議員代表
- (7) その他関係団体代表

(任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例施行の際すでに町長より委嘱された鶴田町健康づくり推進協議会委員にあっては、この条例の規定による委員とみなし、その任期は第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、昭和 55 年 11 月 15 日までとする。

附 則（平成 14 年条例第 26 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鶴田町健康づくり推進協議会条例第3条の規定により新たに委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成31年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章

総則（第一条—第十一条）

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章

基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章

自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

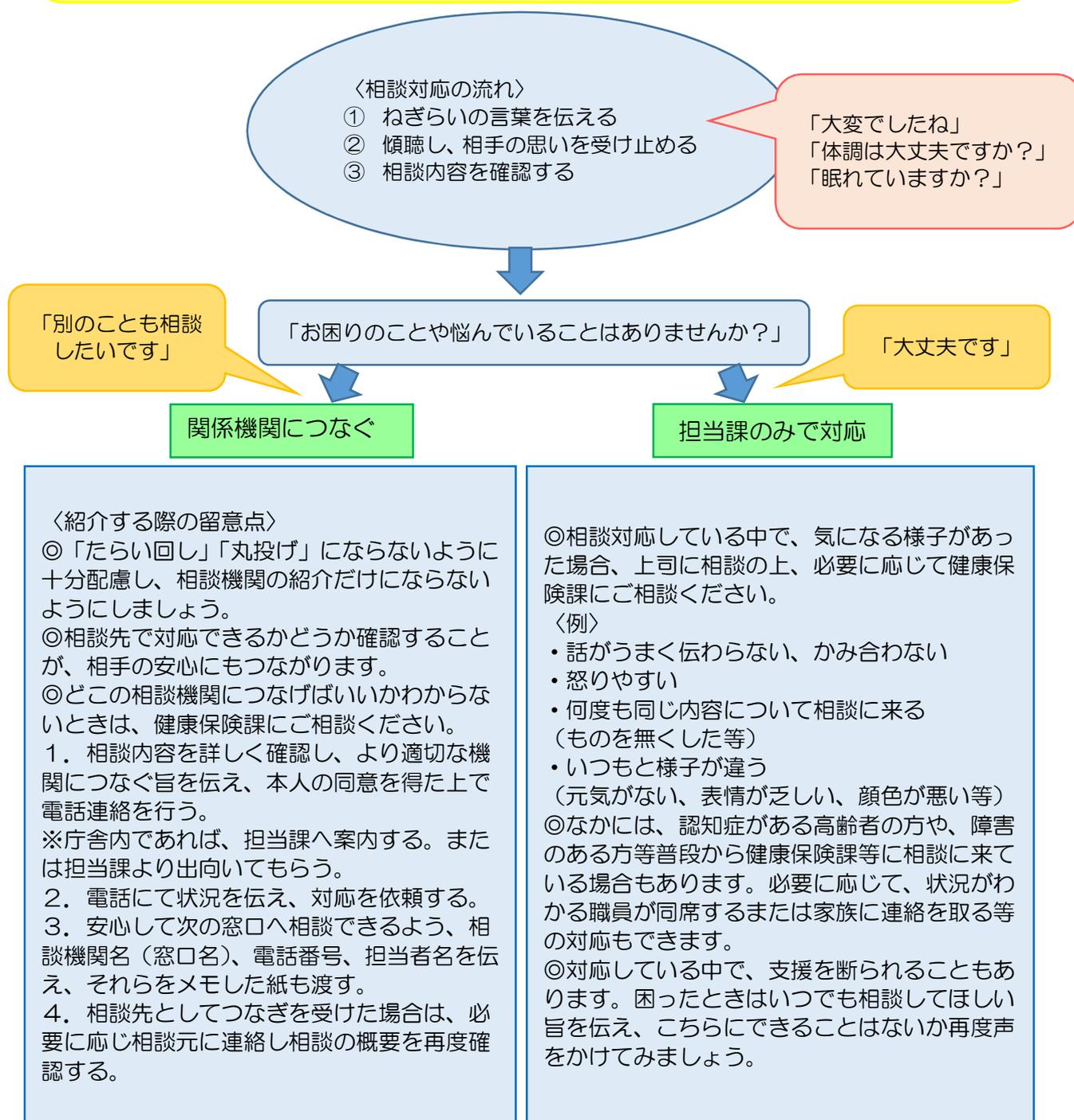
1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

鶴田町のち支えるこころのネットワーク手引き

窓口に来る方の中には、さまざまな悩みや困りごとを抱えていても、どこに・誰に相談すればいいのかわからず不安に思っている場合があります。窓口対応時、住民に自分の抱えている悩み等を話してもらうことができるような環境づくりが大切です。

〈心構え〉

- ・職員が、相手を否定せず肯定的に傾聴するスキルを身につけ、話しやすい雰囲気をつくる
- ・プライバシーに配慮し、状況に応じて窓口ではなく別室で話を聴く



～主な相談窓口一覧～

相談内容	相談窓口	電話番号	備考
消費生活等に関する相談	町民生活課 暮らしの窓口班	内線 151～152	
生活保護、福祉サービス等に関する相談	町民生活課 福祉支援班	内線 161～164	
	西北地方福祉事務所	0173-35-2156	
生活、福祉に関する心配・困りごと相談	鶴田町社会福祉協議会	0173-22-3394	
	生活困窮者自立支援事業 西北地域自立相談窓口	0173-34-3494	
高齢者の介護、認知症等に関する相談	地域包括支援センター	0173-22-3918	
虐待に関する相談 (児童、障害者、高齢者等)	五所川原児童相談所(児童虐待)	0173-38-1555	
	五所川原警察署	0173-35-2141	
	健康保険課 健康長寿班	内線 131～136	
	町民生活課 福祉支援班	内線 161～164	
DVに関する相談	健康保険課 健康長寿班	内線 131～136	
こころの悩み、健康に関すること、子育て等の相談	健康保険課 健康長寿班	内線 131～136	
誰かに話を聴いてほしい	傾聴ボランティア 「つるりんの会」傾聴サロン (担当：健康保険課 健康長寿班)	内線 131～136	毎月第1・3月曜日(祝日は除く) 13:00～15:00 鶴遊館 栄養指導室 申し込み不要
どこに相談すればいいかわからない	健康保険課 健康長寿班	内線 131～136	